

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（目時重雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12人であります。

よって、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号により進めてまいります。

---

◎議案第74号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第1、議案第74号 十和田湖観光振興センター条例の制定についてを議題といたします。

本件につきまして、産業教育常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔産業教育常任委員長 亀田利美君登壇〕

○産業教育常任委員長（亀田利美君） おはようございます。

議案第74号 十和田湖観光振興センター条例の制定についての報告書。

1、議案の要旨。

十和田湖観光振興センター設置に伴い、条例を制定しようとするものであります。

2、議案可決の理由。

本議案は、地域資源を活用した産業の振興と地域の活性化を図ることを目的に、十和田湖観光振興センターを設置しようとするものであり、妥当なものであります。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出いたします。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第74号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第74号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第74号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

### ◎議案第83号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第2、議案第83号 令和4年度小坂町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

4番。

○4番（亀田利美君） 7款の小坂レールパークの費用40万7,000円、これは寝台列車あけぼのの塗装と伺っていますが、この調査費というのは、塗装の見積りを取るための調査費なのでしょうか。

○議長（目時重雄君） 観光産業課長。

○観光産業課長（木村則彦君） そうでございます。

○議長（目時重雄君） 4番。

○4番（亀田利美君） この塗装の見積りだけの調査費ということになっているわけですか。それとも、傷んでいるところを隅々まで見て、塗装可能なのか、仕上げ可能なのか、そういうところまでの判断するための調査費ということですか。

○議長（目時重雄君） 産業観光課長。

○観光産業課長（木村則彦君） 実際に業者の方から隅々まで見ていただいて、どのくらいの費用がかかるかという調査費でございます。

○議長（目時重雄君） 4番。

○4番（亀田利美君） そこで町長、これはあなたが取った政策の一つですけれども、これまで長年にわたって、いろいろヤードの解体から倉庫の解体、それで枕木の取替え、また脱衣所のシャワー、トイレ、相当な金額をつぎ込んでいるわけです。そしてこのコロナという、2年も続いて3年目に入っているわけですけれども、全く営業内容が見えてこない。収支、全く1年たりとも黒字報告はない。これをこれからも続けていくということは変わらないのでしょうか。

○議長（目時重雄君） 町長。

○町長（細越 満君） 4番議員からのご質問でありますけれども、まず今回の調査というのは、列車が大分古くなってきており、雨漏り等もありますので、ここで塗装をいかに安くできるかということで、まず今回調査をするわけですけれども、今まで確かに黒字にはなりませんでした。

けれども、やめるのは簡単でありますけれども、今、鉄道ファン等も全国的に見ますとまた増えてきておりますし、また古い列車の価値も上がってきているのかなと思っております。ただ、ずるずると延ばすつもりもございませんけれども、今回は1回、まず塗装をやらせてもらって、塗装した後での流れをきちんと把握しながら、どういうふうにすればいいのかというところも見極めていかなければならないと自分は思っております。

○議長（目時重雄君） 4番。

○4番（亀田利美君） ということは、まず塗装はやるんだという前提の下ではないと理解していいですか。それとも、この調査次第では、やはりこれをもう一度考え直して練っていかなくちゃならないとか、将来を見据えていかなくちゃならないとか、そういうふうな判断に立つということでしょうか。

○議長（目時重雄君） 町長。

○町長（細越 満君） 多分、自分でもちょっと判断できないけれども、まず今回は塗装をさせていただいて、塗装終わった後で、話では五、六年はまず使えるというような話を聞いておりますので、その中で観光客等の動き等を見ながら判断していければいいのかなと思っております。コロナが過ぎた後では、今まで以上に観光客も増えてくるのかなという思いもしております。

○議長（目時重雄君） 4番。

○4番（亀田利美君） 町長の気持ちは分かるのですが、コロナも第3波に突入ということで先が見えない、終息が見えないというところで今、早急に塗装作業に入って、また一般会計から持ち出しすると。そういうことのようにすけれども、私は今回やはり見送って、このコロナ終息を見て、その後の取決めをして、どのくらいの値段が出るのか、相当なものになると思うのですよ。

だから、今、町長が話した鉄道ファンも戻ってきているというような話ですけれども、ここ2年、3年は赤字状態だと。オープンできていないということですので、やはりコロナに注視しながらこの事業は進めていくべきだと思うのですよ。この12月の補正で慌ててやる必要はないのではないかと。そういう流れを見てから決断したほうがいいのじゃないでしょうかと私は提案したいと思います。どうですか。

○議長（目時重雄君） 町長。

○町長（細越 満君） まず、実際に塗装するにしても、どれくらいかかるのかというのも一応調べておかなければならないと。今までやってきていただいた業者と、今回調査してもらった業者では、金額的な違いなどが大分あるのかなと思っておりますので、もしやるようであれば、そちらをまずお願いしたいという思いはしています。

取りあえず、どれくらいかかるのかということも一応調べてみたいと思っていましたので、何とかやらせてほしいと思います。よろしくお願いします。

○議長（目時重雄君） 4番。

○4番（亀田利美君） 見積り次第ではという含みもあるわけですけれども、これまでの流れを見て、やっぱりこの状態のままの営業形態は取れないのではないのかなと私は思っております。ですので、提案ですけれども、縮小なり一時休園とか、そういうのも含めて考えなければならない時期に来ているのかというふうに思っております。

レールパークやることによって、町の観光振興につながると、目標はそうであったのですが、全くそれは見受けられないということも残念ですが、やはりここは慎重に、これまでの一般会計からの持ち出しも含めて、累計でどれくらい出ているのか、どれだけ町民に迷惑かかっているのかと、そういうのを含めてやっていただきたいと思います。

それで、担当課長は、このレールパーク事業は初めから関わってきて、夢を持って取り組んできたわけですけれども、やはり担当課長としても無理なものは無理と、これはやはり提言していかなきゃならないと思います。これ、民間企業だったら3年で見直ししかかっていま

す。その累計を後で出して、我が委員会のほうにちょっと報告してもらえればありがたいです。

この件について反対するものでもないですし、40万7,000円というのがそういう調査にかかるということも理解できますが、含みが町長ありますので、そちらのほうを期待して終わります。

○議長（目時重雄君） そのほか、質疑ございませんか。

9番。

○9番（小笠原憲昭君） 二、三、お尋ねをしたいと思います。

まず、民生費の2目高齢者福祉費の12節委託料、この業務委託料90万円は説明では湯楽事業というふうに向った記憶がありますが、この湯楽事業の現状と、今回補正になった90万円は使途がどういうものかお知らせいただきたい。

○議長（目時重雄君） 福祉課長。

○福祉課長（西谷浩一君） まず、90万円の内訳でございますが、外出支援サービス、在宅の方で寝たきり、または車椅子での生活を余儀なくされている方についての、町で提供している送迎のサービスでございますが、その経費として対象者が15人から21人に増加しているということと、利用回数が増えているというようなこともございまして、これの不足分60万円。

それから、議員おっしゃるとおりに湯楽事業の不足分として15万円。この15万円につきましては、10月1日から秋田県の最低賃金が改定になってございます。31円アップ。湯楽の管理、それから清掃業務に関してはシルバー人材センターに委託してございますので、その不足分、見込み分として15万円。

それから、3つ目としては、軽度生活支援サービス事業の不足分として15万円。この不足分につきましても、利用者、それから利用回数が昨年と比較しまして増加しているというようなことから、不足が見込まれるということで15万円。合わせて90万円の内訳となっております。

○議長（目時重雄君） 9番。

○9番（小笠原憲昭君） 最初の60万円の中身をもう一回教えてください。60万円の中身です。

○議長（目時重雄君） 福祉課長。

○福祉課長（西谷浩一君） 60万円の中身につきましては、外出支援サービス、これに関わる

経費の不足分ということでございます。

○議長（目時重雄君） 9番。

○9番（小笠原憲昭君） この外出支援サービスというのがよく理解できないのですけれども、社会福祉協議会に委託している事業ですか。

○議長（目時重雄君） 福祉課長。

○福祉課長（西谷浩一君） 委託先につきましては、株式会社タクトのほうに介護タクシー事業の一環でお願いしている事業でございます。事業の中身につきましては、先ほども若干触れましたが、在宅で65歳以上の高齢者及び障害者の方であって、通院などが困難な寝たきりの方及び下肢不自由等の理由から常時車椅子で生活を余儀なくされている方について、町がタクシーの利用分をお支払いするというような事業で展開しているものでございます。

○議長（目時重雄君） 9番。

○9番（小笠原憲昭君） そうしますと、今回不足が生じたというか、利用者が増えたという意味ですか。

○議長（目時重雄君） 福祉課長。

○福祉課長（西谷浩一君） 今年の4月1日時点では在宅の利用者の方が15人いらっしゃいましたが、その後増えまして、在宅で21人の方が現在、このサービスを利用しております。

○議長（目時重雄君） 9番。

○9番（小笠原憲昭君） 大変よく分かりました。

じゃ次に、教育費についてお尋ねしたいと思います。

この教育費についても委託費で、みんなの運動公園ですか、10款教育費の2目体育施設費ですけれども、ここで30万円、管理委託料が増えておりますけれども、説明ではみんなの運動公園の管理費の不足が生じたとかというふうに伺ったのですが、中身を教えていただきたいと思います。

○議長（目時重雄君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（古澤 健君） みんなの運動公園につきましては、スポーツクラブに委託しております。その中で、最低賃金が改定されたことで、賃金分の値上げとあと草刈りの委託費がちょっと増えたということで、増額補正となっております。

○議長（目時重雄君） そのほか、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第83号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第83号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第84号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第3、議案第84号 令和4年度小坂町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第84号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第84号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第85号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第4、議案第85号 令和4年度小坂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第85号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第85号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第86号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第5、議案第86号 令和4年度小坂町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。



これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第86号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第86号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第87号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第6、議案第87号 令和4年度小坂町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第87号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第87号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第88号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第7、議案第88号 令和4年度小坂町小坂財産区特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第88号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第88号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第89号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第8、議案第89号 令和4年度小坂町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第89号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第89号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第90号の上程、採決

○議長（目時重雄君） 日程第9、議案第90号 小坂町議会委員会条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、別紙の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） お諮りいたします。

本議案第90号は、小坂町課設置条例の一部を改正する条例制定に伴い、全員協議会で協議し提案されたものでありますので、提案理由の説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、提案理由の説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより議案第90号を採決いたします。

この採決は、簡易表決によって行います。

議案第90号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議がないものと認めます。

よって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

---

◎陳情第6号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第10、陳情第6号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善のため国に意見書提出を求める陳情についての報告書を議題といたします。

本件につきまして、総務福祉常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔総務福祉常任委員長 椿谷竹治君登壇〕

○総務福祉常任委員長（椿谷竹治君） 陳情第6号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善のため国に意見書提出を求める陳情の報告書。

1、陳情の要旨。

国民の命と健康、暮らしを守り、新たなウイルス感染や大規模災害などの事態に備えるために、医療・介護職員の確保及び公衆衛生施策の拡充などを求める意見書を国に提出していただきたいというものであります。

2、陳情採択の理由。

国民誰もが安心して暮らしていけるための医療・介護などの社会保障施策や、今後も発生が予想される新たな感染症拡大に対応できる公衆衛生施策などは、国が責任を持って行うべきものであります。

よって、本陳情の願意は妥当なものと認め、当委員会は全会一致で採択すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出いたします。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより陳情第6号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。

陳情第6号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、陳情第6号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

---

#### ◎意見書案第6号の上程、採決

○議長（目時重雄君） 日程第11、意見書案第6号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案は、さきの陳情第6号の採択によって、国に意見書を提出しようとするものであります。

よって、本意見書案に関しては、意見書の朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより意見書案第6号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

意見書案第6号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、意見書案第6号は原案のとおり可決されました。

---

◎陳情第7号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第12、陳情第7号 医療・介護・保育・福祉などの職場で働くすべての労働者の大幅賃上げのため国に意見書提出を求める陳情についての報告書を議題といたします。

本件につきまして、総務福祉常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔総務福祉常任委員長 椿谷竹治君登壇〕

○総務福祉常任委員長（椿谷竹治君） 陳情第7号 医療・介護・保育・福祉などの職場で働くすべての労働者の大幅賃上げのため国に意見書提出を求める陳情の報告書。

1、陳情の要旨。

国民の命と健康を守っている医療・介護・保育・福祉で働く全ての労働者の賃金を、大幅に改善することを求める意見書を国に提出していただきたいというものであります。

2、陳情採択の理由。

医療機関や介護事業所などで働く全ての労働者の労働環境を抜本的に改善することは、国が責任を持って行うべきものであります。

よって、本陳情の願意は妥当なものと認め、当委員会は全会一致で採択すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより陳情第7号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。

陳情第7号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、陳情第7号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

---

#### ◎意見書案第7号の上程、採決

○議長（目時重雄君） 日程第13、意見書案第7号 医療・介護・保育・福祉などの職場で働くすべての労働者の大幅賃上げを求める意見書提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案は、さきの陳情第7号の採択によって、国に意見書を提出しようとするものがあります。

よって、本意見書案に関しては、意見書の朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより意見書案第7号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

意見書案第7号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、意見書案第7号は原案のとおり可決されました。

---

◎陳情第8号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第14、陳情第8号 介護保険制度の改善を求める陳情書についての報告書を議題といたします。

本件につきまして、総務福祉常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔総務福祉常任委員長 椿谷竹治君登壇〕

○総務福祉常任委員長（椿谷竹治君） 陳情第8号 介護保険制度の改善を求める陳情書の報告書。

1、陳情の要旨。

介護保険制度の維持及び利用者負担の軽減等を図るため、介護従事者の確保、介護保険料・利用者負担に係る制度の見直し、新型コロナウイルス感染症対策の強化などを求める意見書を国に提出していただきたいというものであります。

2、陳情採択の理由。

国民が安心して暮らしていけるため、介護を支える介護従事者の確保を図ることや、拡大する介護保険料・利用者負担金を軽減することは、国庫負担割合を拡大することで解消できるものであります。新型コロナウイルス感染症対策と併せた介護保険制度の抜本的改定、制度の持続的な運営は国が責任を持って行うべきものであります。

よって、本陳情の願意は妥当なものと認め、当委員会は全会一致で採択すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより陳情第8号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。

陳情第8号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、陳情第8号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

---

#### ◎意見書案第8号の上程、採決

○議長（目時重雄君） 日程第15、意見書案第8号 介護保険制度の改善を求める意見書提出  
についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案は、さきの陳情第8号の採択によって、国に意見書を提出しようとするもので  
あります。

よって、本意見書案に関しては、意見書の朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ち  
に採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしまし  
た。

これより意見書案第8号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

意見書案第8号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、意見書案第8号は原案のとおり可決されました。

---

◎陳情第9号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第16、陳情第9号 学校部活動の地域移行に関する陳情書についての報告書を議題といたします。

本件につきまして、産業教育常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔産業教育常任委員長 亀田利美君登壇〕

○産業教育常任委員長（亀田利美君） 陳情第9号 学校部活動の地域移行に関する陳情書の報告書。

1、陳情の要旨。

学校部活動の地域移行について、地域の意見を十分聞きながら進めること、また教職員の負担軽減を図ることについて、国に意見書を提出していただきたいというものであります。

2、陳情採択の理由。

中学校の休日部活動の地域移行については、教職員の負担軽減につながる取組であるが、経費負担の在り方や受皿の確保などの課題があるなか、令和7年度を目途に期限を区切って提言をまとめました。

費用負担の在り方、スポーツ団体の整備、指導者等の人材確保など、財政的な条件整備や地域の理解を得ることが不可欠であります。

よって、本陳情の願意は妥当なものと認め、当委員会は全会一致で採択すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出いたします。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより陳情第9号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。

陳情第9号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（目時重雄君） 起立多数であります。

よって、陳情第9号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

---

#### ◎意見書案第9号の上程、採決

○議長（目時重雄君） 日程第17、意見書案第9号 学校部活動の地域移行に関する意見書提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案は、さきの陳情第9号の採択によって、国に意見書を提出しようとするものがあります。

よって、本意見書案に関しては、意見書の朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより意見書案第9号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

意見書案第9号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、意見書案第9号は原案のとおり可決されました。

---

◎閉会中の継続審査申出書

○議長（目時重雄君） 日程第18、閉会中の継続審査申出書についてを議題といたします。

総務福祉常任委員長と議会運営委員長から、小坂町議会会議規則第69条の規定により、皆様のお手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。

両委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、両委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

---

◎閉会の宣告

○議長（目時重雄君） 以上をもちまして、本定例会に予定されました案件は全部終了いたしました。

これをもって令和4年第7回小坂町議会定例会を閉会といたします。

ご協力ありがとうございました。

閉会 午前10時51分